2014年5月30日

報道関係者　各位

安愚楽牧場事件――国家賠償訴訟の提訴に関する声明

規制する法律があるのに何もしないのは、法律がない状態よりも危険であり、その責任は重大です

あぐら被害者の会　（代表・川口瑞夫）
http://agurahigai.web.fc2.com/

本日5月30日、全国安愚楽牧場被害対策弁護団（団長・紀藤正樹弁護士）に委任する被害者・約1100名が、埼玉・千葉・群馬の弁護団に委任する被害者と共同で、国家賠償の訴訟を提訴しました。私たち被害者は、これまでも、安愚楽牧場事件の被害拡大については、行政にも責任があると訴えてきました。

この事件は、**一般の詐欺被害や投資の失敗とは事情が異なります。**なぜなら、和牛オーナー商法は預託法という法律の管理下にあり、行政にはその監督責任があるからです。安愚楽牧場の被害者の多くは、和牛商法が疑わしいことや、他の同業者が摘発されていることを知っていました。にもかかわらず安愚楽を信用したのは、「安愚楽が摘発されないのは、健全な経営をしているからだ」と考えたからです。実際、三ケ尻元社長も「うちは預託法を遵守しているから摘発されない」などという説明を繰り返していました。

しかし、破綻後に明らかになったのは、健全な経営とは大きくかけ離れた実態です。刑事裁判（東京地裁）では、「遅くても1995～96年の時点で、牛の数が足りていなかった」という元従業員の証言が明らかになっています。預託法が和牛商法に適用されたのは97年8月ですから、その時点で安愚楽はすでに預託法違反の状態だったことになります。97年といえば、多くの和牛商法が摘発された時期ですが、安愚楽に対しては2011年の破綻に至るまで、ほぼ放置に近い扱いであり、結果的には**「安愚楽が摘発されないのは、他の業者と違って健全な経営しているからだ」という間違った安心感を、契約者に与えてしまいました。**規制する法律があるのに何もしないのは、法律がない状態よりも危険です。

今回の提訴では、「ふるさと牧場」が破綻した2007年12月以降の新規入金による契約について、被害額の50％を賠償請求しています。ふるさと牧場破綻のきっかけが、監督官庁の業務停止命令や警察の強制捜査だったことを鑑みれば、安愚楽牧場に対しても同様の措置がとられていたなら、これらの被害は未然に防げたと考えられます。

この訴訟の争点は、詐欺被害の補填でも、投資家の自己責任の有無でもありません。法律で定められた責務を果たさない行政の怠慢に対して賠償責任が認められるかどうかです。たとえ勝訴したとしても、被害者が抱える痛みや負い目が全部消えてなくなるわけではありません。しかし、**この訴訟を通じて行政の怠慢が少しでも改善されるのであれば、国民全体の利益に資する**と考えます。多くの方々のご理解とご支援をお願いします。

以上